

運営指導における指摘事例

訪問系サービス（移動支援含む） 編

神戸市福祉局監査指導部





目次

Agenda

- 01 従業者の勤務管理
- 02 直接介助を行っていない時間の算定
- 03 移動支援について
- 04 その他の注意点・指摘事例等

1. 従業員の勤務管理



指摘事例

- ✓ 非常勤職員（ヘルパーを含む。）について、タイムカード等の勤務実績記録を作成しておらず、勤務時間を確認できなかった。
- ✓ 法人代表がヘルパーとして勤務していたが、勤務記録が作成されていなかった。

- 勤務予定及び勤務実績記録を作成し、従業員の勤務時間を管理する必要があります。
 - ・ 事業所ごと、月ごとに勤務表を作成する必要があります。
 - ・ 従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にする必要があります。
 - ・ 日々の勤務時間は、勤務日ごとに現認又はタイムカード等客観的な記録をもとに出勤・退勤時刻を確認・記録し、従業員からも確認するなどにより適正に把握してください。
 - ・ 直行・直帰の場合も、サービス提供記録は勤務時間を証明する書類になりません。
 - ・ 法人代表が従業員として勤務する場合も、勤務記録を作成する必要があります。

2. 直接介助を行っていない時間の算定



指摘事例

- ✓ 病院の診察時間をサービス提供時間に含めていた。
- ✓ 外出介助の際に、ヘルパーが車を運転している時間をサービス提供時間に含めていた。

- 実際に直接介助を行った時間をサービス提供時間として、明確に区分して記録しましょう。
 - 病院内の移動等の院内介助は、原則院内のスタッフにより対応されるべきものです。
(平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて(平成20年4月25日障障発第042501号))
 - 居宅介護等の所要時間とは、実際に居宅介護等を行った時間となります。
⇒ 院内での診察時間や単なる待機時間、ヘルパーが車を運転している時間は、実際に居宅介護等のサービスを提供していない時間となるため、居宅介護等の所要時間に含むことは不適切です。

3. 移動支援について

指摘事例

- ✓ 放課後等デイサービスや生活介護の送迎を移動支援で行っていた。
 - ✓ 個別支援計画がなかった。
 - ✓ 提供したサービス内容の記録がなかった。
- 下記に該当する場合は、支援の対象となりません。
- ・ 通勤・営業活動等経済活動に係る外出
 - ・ ギャンブルや飲酒を主とする外出
 - ・ 通年かつ長期にわたる外出
 - ・ 宗教・政治的活動である勧誘・宣伝等，特定の利益を目的とする団体活動
 - ・ 社会通念上本事業を利用することが適当でないと認められる外出
- 記録で、サービス提供の事実や内容を確認できない場合、過誤返還の対象となります。

《移動支援に関するHP》

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/5127/idousienpamph.pdf>

4. その他の注意点・指摘事例等



運営基準の指摘事例

- ✓ 個別支援計画と実際に提供したサービスの内容が異なっていた。
- ✓ 外出介助を行っていたが、サービス提供記録に、外出先の記載がなかった。
- ✓ 移動支援の利用者が、従業者の昼食等の代金を支払っていた。

報酬算定の指摘事例

- ✓ 従業者1人が複数の利用者に対して、同時にサービス提供し、報酬を算定していた。
- ✓ 個別支援計画に基づいて行われるべき居宅介護等に要する時間に基づき算定されるのではなく、実際に要した時間に基づき報酬を算定していた。



特定事業所加算の指摘事例

- ✓ 全ての居宅介護職員等（登録ヘルパーを含む）に対し、事業主の費用負担で健康診断を年1回以上実施していなかった。
- ✓ 居宅介護職員等の職務経験年数などを踏まえた個別の研修計画を作成していなかった。
- ✓ サービス提供に当たる訪問介護員等の全てが参加する利用者に関する情報伝達等の会議を、おおむね1月に1回以上開催していなかった。